資料１

NO.	提出者	ページ	該当箇所	ご意見等（記載のまま）	市の考え	条例への反映	備考
1	1	１ページ	第10.11.15条（第1条）	事業者への届出や説明会を義務付けるのは分かるが、近隣住民の合意が得られなかった場合に、市が強制的に事業を止める権限はあるのか。「説明会を開いた」という形だけで押し切られては困るので、住民の納得が得られない場合は、市が工事をストップできる明確な権限を持っておいてほしい。	住民の皆様の合意形成が図られないまま事業が強行されることを防ぐため、実効性のある仕組みとして、市が事業者に対して指導・助言を行い、正当な理由なく誠実な対応をしない場合には勧告ができることとしています。勧告には事業の延期や停止、中止といった内容も含まれます。最終的に、この勧告に従わない事業者に対しては、事業者名や勧告内容等を公表する措置を定めています。 事業者名の公表は、企業の社会的信用に大きな影響を与える厳しい措置であり、これにより、事業者が住民の皆様の理解を得ずに事業を強行することを事実上困難にし、誠実な対応を促す効果を意図しています。	－	
2	1	２ページ	第6条	危険な場所への設置は「お願い」だけでなく、市がしっかり止められる権限を持ってほしい。	土砂災害警戒区域などの危険な場所における開発行為については、砂防法、森林法や宅地造成及び特定盛土等規制法（盛土規制法）といった国の法律によって、許可を得ることや安全基準を満たすことが義務付けられています。法令の基準は満たしていても地域住民の皆様が不安を感じるような計画に対し、不安等が払拭されない場合には、再度の説明会の開催などを事業者に対して求めます。	－	
3	1	２ページ	第15、16条（第10条）	悪質業者への対応：説明会を無視するような事業者には、名前の公表だけでなく工事停止などの厳しい対応をとるべき。	NO.1と同様	－	
4	1	２ページ	第13、14条（第7条）	将来の放置防止：業者が倒産してもパネルが野ざらしにならないよう、撤去費用の事前確保を徹底してほしい。 ?地元で安心して暮らせるよう、逃げ道のない実効性のある条例にして下さい。	事業者の責務として、撤去及び廃棄に関する条文を追加いたします。 ご懸念となっている撤去及び廃棄までの計画の詳細を説明するように条例施行規則により規定します。	○	
5	2	２ページ	第15条第2項（第5条第2項）（第7条）	事業者の説明責任と住民への情報提供の強化について（第5条第2項・第7条関 連） 条例案では、第5条第2項において「事業者は地域住民等に対し誠実かつ詳細に説明すること」、また第7条において「説明会の開催 および質疑応答の機会確保」が規定されています。しかし、これらの規定は〝説明会を開くこと〟に重点が置かれており、説明内容の具体性や、住民が不安を解消できる水準の情報提供の義務化が十分ではないと感じます。 特に、太陽光発電設備は土砂災リスク・景観への影響・撤去計画の不透明さなど、住民の生活環境に長期的な影響を与える可能性が高いため、説明会の開催だけでは不十分です。 よって、第5条第2項および第7条に「土砂災　害リスク評価「景観影響の具体的資料」「撤　去・廃棄計画の提示」を説明義務として明記　することを提案します。これにより、住民が事業の全体像を正確に把握し、合意形成　がより実質的なものになると考えます。	条例施行規則により災害防止対策なども含めて詳細を説明するよう規定します。	－	
6	3	１ページ	第3条1項	出力10kw以上が対象の根拠が不明。未満であっても景観や除草剤問題は発生するのでは無いか。	再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法による固定価格買取制度において、事業用太陽光発電の目安とされている区分となります。	－	
7	4	１ページ	第1条	第一条の良好な環境の維持及び地域との調和となっているが「伊賀市太陽光発電施設と地域社会との合意形成の促進に関する条例（案）」概要に景観、防災、環境面で問題が出ると分かっているならそもそもソーラー発電の設置を規制したほうが良いのではないでしょうか？	太陽光発電は、地球温暖化対策として国が推進する再生可能エネルギーであり、市としてもその設置を一律に規制することは困難な状況にあります。 しかし、事業の実施にあたっては、地域の生活環境や自然景観との調和が不可欠となることから、本条例案は、太陽光発電施設の設置を全面的に禁止するのではなく、事業者に対し、地域住民の皆様への丁寧な説明や対話を義務付けることで、無秩序な太陽光発電施設の導入を防ぎ、地域の安全及び安心を守りながら事業との共生を図ることを目的としています。	－	
8	5	３ページ	第9条	助言、勧告について　市長からの勧告や助言をするとができるとは記載があるが、地域住民からの主張や勧告についてどのような対応がされるか具体的な明記が欲しい。誠実な説明だけでは理解が示されないにもかかわらず、事業者の希望だけで事業が進められる恐れを感じている。	地域住民の皆様からいただくご意見は、市が事業者に対して指導・助言や勧告を行うか否かを判断するための重要な情報と位置づけています。住民の皆様との合意形成が著しく不足していると市が判断した場合には、事業者に対し指導・助言、さらには勧告といった措置を講じます。	－	

9	6	２ページ	第8条	他の先進自治体では、単なる説明会の報告義務や『公表』という形だけのペナルティにとどまらず、命令違反に対する過料の罰則規定や、地域との合意が得られない場合の事業制限・中止命令権を盛り込んでいるところが多い。伊賀市の案はそれに比べてあまりにも事業者寄りであり、実効性がない。『やっている感』だけの条例ではなく、住民の生活と環境を守るために、罰則の強化や合意形成の不調に対する市の強い介入権を明記すべきである	本条例案では、事業者と地域住民の皆様との対話と合意形成のプロセスを確実に行わせ、事業の適正化を図る仕組みを構築いたします。勧告に従わない事業者名の公表は、その社会的信用を大きく損なう、事実上極めて重い措置となります。これにより、事業者に誠実な対応を強く促し、地域との合意なしに事業を強行することを困難にする実効性があると考えております。	－	
10	6	２ページ	第8条第3項	事実と異なる」と申し出ることはできるが、その後のプロセスの強制力が弱く、事業者の言い分が通ってしまうおそれがある。	説明会結果報告書の内容に誤りがあった場合には、事業者に対して説明の機会を設けること及び資料の提出を求めます。事業者がこの求めに応じない場合は、条例の主旨に反する行為として、指導や勧告の対象となります。	－	
11	7	２ページ	第7条、第8条	第7条や第8条では「説明会の開催」と「結果の報告」が求められているものの、「住民から反対意見や不同意が出た場合にどうするのか」「合意が得られないまま事業強行できるのか」という点が曖昧であり、事業者にとっては「説明さえ形式的に済ませれば進められる免罪符」になりかねない。	本条例案の目的は、単に説明会を開催させることではなく、その先の実質的な合意形成にあります。市は、事業者から提出される説明会結果報告書により、地域住民の皆様からどのような意見が出され、事業者がそれにどう対応したのかという対話を確認します。 その結果、説明が不十分であったり、合意形成の努力が著しく不足していると市が判断した場合には、事業者に対して指導・助言や勧告を行います。これにより、事業者が説明会を形式的に済ませて一方的に事業を進めることを防ぎ、誠実な対話を促す実効性を確保します。	－	
12	7	３ページ	第10条	第10条の「氏名等の公表」のみでは、企業の社会的信用へのダメージが限定的な場合、実質的な抑止力としては極めて弱い。特に強引な事業者は公表を恐れないケースもあり、違法状態やルール違反を放置する温床になる。	NO.9と同様	－	
13	7	３ページ	第10条	公表だけでなく、「過料（罰金）」や「工事の停止命令」「許可（届出受理）の取り消し」といった、事業者にとって痛みを伴う実効性のある罰則や行政処分を導入すること。　条例違反を繰り返す悪質な事業者に対しては、一定期間の市内での事業禁止措置などを検討すること。	NO.9と同様	－	
14	7	２ページ	第8条第3項	第10条ともかかわってくるが、住民が「事実と異なる」と申し出ることはできても、その後のプロセスの強制力が弱いため、事業者の言い分が通ってしまうおそれがある。	NO.10と同様	－	
15	8	１ページ	第１条	３行目の「調和のとれた共生に寄与する」については、目的が共生する事を促進しているように読めるので、課題を未然に防ぎたいのであれば、地元の合意はもとより、景観や生活環境への影響や防災上の懸念が疑われる時点で太陽光発電施設の設置は認められない旨をはっきり記載すべきと考えます。	NO.7と同様	－	
16	9	２ページ	第6条、第7条	第６条の説明会を開催する６０日前までに事業計画を市に提出して協議し、地域住民等に対して説明会の１４日前までに通知となっていますが十分な日程なのでしょうか？	地域住民の皆様が、事前に事業の概要を把握し、説明会への参加準備や質問事項を検討いただくために必要な期間として設けております。	－	
17	9	２ページ	第5条	事業者は県外の事業者が多いように感じています。設置は地方で利益は県外事業者と考えるとモヤモヤしますし、景観や防災、生活環境への影響への意識も薄いのではないでしょうか？そのあたりは条例などに組み込むのは難しいですか？	NO.5と同様	－	
18	10	１ページ	第1条	再生可能エネルギーの導入は、脱炭素社会の実現に向けて重要であると考えます。一方で、太陽光発電施設の設置によって、森林や農地の造成、景観の変化、雨水の排水、土砂災害、火災、農業や周辺住民の生活環境への影響などが生じる可能性もあります。　伊賀市には豊かな自然環境や農地、里山の景観が残されているため、再生可能エネルギーの導入と地域の自然・生活環境を両立させるためのルールづくりは必要だと考えます。　そのため、本条例案の趣旨には賛成します。そのうえで、より実効性のある条例とするため、以下の点について検討をお願いします。	-	－	

19	10	1ページ	第7条、第8条	第1条では「地域社会との十分な合意形成を図る」とされていますが、第7条では説明会を開催し、住民の質問や意見に誠実に回答することが定められている一方、住民から出された意見を事業計画にどのように反映するのかについては明確ではありません。　説明会を開催し、事業者が回答しただけで「合意形成が図られた」とすることのないよう、住民から出された主な意見について、　事業計画に反映した内容・反映できなかった内容・反映しなかった理由　を事業者が明らかにし、その内容を市が確認する仕組みを設けていただきたいです。　特に、防災、農地、水路、森林、自然環境、火災、生活環境などに重大な懸念が示された場合には、事業者が計画を再検討し、市と再協議できる仕組みが必要だと考えます。	事業者は、説明会でいただいたご意見とそれに対する回答を取りまとめて市に報告することが義務付けられており、市はその内容を公表します。これにより、事業者による意見への対応状況が明らかになります。防災や生活環境等に関する重大な懸念への対応が不十分であると判断した場合には、事業者に対して計画の見直しを求めるなど、必要な指導・助言を行います。	－	
20	10	3ページ	概要書	伊賀市では森林や農地、ため池、水路などが身近な地域も多く、太陽光発電施設の造成による雨水の流れの変化や土砂流出などについて、地域住民が不安を感じる場合があります。　また、太陽光発電施設では、パネル、配線、接続箱、パワーコンディショナ等の電気設備から火災が発生する可能性も考えられます。特に森林や住宅、農地などに近接して設置される場合には、火災が発生した際の延焼や消防活動への影響についても、事前に十分検討する必要があると考えます。　そのため、説明会においては、通常の防災対策だけでなく、　火災発生時の連絡体制 発電設備の緊急停止方法 消防機関との連携 消防車・救急車等の緊急車両が事業区域まで安全に進入できる道路・進入路の確保 火災発生時に消防活動を妨げないための作業スペースや退避場所の確保 周辺への延焼防止対策 火災発生後の設備や土地の安全確認・復旧方法　について、具体的に説明することを求めていただきたいです。　特に山林や傾斜地などに設置する場合には、既存の道路だけで緊急車両が十分に進入できるのか、道路幅員、勾配、路面状況、転回スペース等についても事前に確認し、必要な場合には進入路を整備することを事業者に求める仕組みが必要だと考えます。　また、工事期間中についても、工事車両によって地域の道路が塞がれたり、緊急車両の通行が妨げられたりすることがないよう、工事車両の動線や緊急時の通行確保について事前に明確にしていただきたいです。　事業開始後についても、豪雨や台風等の災害発生時だけでなく、火災や設備事故が発生した場合の点検、必要な補修、地域への情報提供について、事業者の責任を明確にしていただきたいです。　さらに、農地や水路に影響を及ぼす可能性がある事業については、周辺農地の所有者・利用者や水路管理者等の意見を十分に確認する仕組みを設けることを要望します。	説明会で説明すべき具体的な事項は、今後、規則で定めることとしております。ご提案いただきました緊急車両の進入路確保、消防機関との連携、災害時の対応、工事中の安全対策といった安全確保に不可欠な事項などについては、この規則に盛り込むことを検討し、事業者が説明会で具体的に説明するよう義務付けてまいります。	－	
21	10	3ページ	第5条 第7条	第5条では、事業者に撤去・廃棄までを見通した事業計画を求め、第7条の説明事項にも廃止・撤去・原状回復の方針が含まれています。しかし、計画を作成するだけでは、事業者の倒産や撤退などによって施設が放置される可能性を完全には防げません。　将来、地域に撤去費用の負担が残ることのないよう、事業期間中に撤去費用を確実に確保するための積立金、保証制度、その他の方法について検討していただきたいです。	事業者に対し、国の積立制度の対象であるか否かを含め、具体的な撤去・処分に関する費用確保の方法を説明会で明らかにするよう求めます。	○	
22	11	1ページ	第4条、第9条、第10条	本条例案では、市が助言・指導・勧告を行い、従わない場合には事業者名等を公表できる仕組みが設けられています。　一方で、実際に事業が適切に行われているかについて、市が継続的に確認できる仕組みも重要だと考えます。　事業開始後についても、適正管理、防災対策、火災予防、緊急車両の進入路の維持、除草、周辺環境への影響、事故・災害時の対応などについて、必要に応じて事業者から市へ報告を求める仕組みを検討していただきたいです。　以上、再生可能エネルギーの導入を否定するものではなく、伊賀市の自然環境、農地、地域の暮らしを守りながら、地域と事業者が長期的に共生できる制度となることを期待して意見を提出します。	条例案第9条では、市が条例の目的達成のために必要があると認めるときは、事業者に対して指導・助言を行えることとしております。市はこの規定に基づき、事業開始後も、ご指摘のあった適正管理や防災対策の状況などについて、必要に応じて事業者から報告を求め、計画通りに事業が実施されているかを確認してまいります。 そして、問題が認められた場合には、事業者に対し改善を求めるなど、適切に対応いたします。	－	
23	12	2ページ	第5条第4項	この項目が達せられる事業者かどうかの条件と不履行の際の罰則が必要です。	市との事前協議や住民説明会などを通じて、事業者が提出する長期的な見通しを持った事業計画の内容を市が確認できる仕組みとしています。事業者名の公表は、その社会的信用に影響を与える強い措置であり、これにより事業者に責務の履行を強く促すことができると考えております。	－	

24	13	１ページ	第3条	10kwと記載されているが、家庭用であれば民家及び車庫等に設置する事が想定されるのものである。その為、kwは設定せず、山林、休耕田、農地及び農地であった土地に太陽発電を設置する場に市長及び地域住民への同意が必要である。また、議決を取る場合には◯◯%の同意が必要でありそれを持って市長への伺いが可能となる。に変更すべき。農地や山林は水質資源だけでなく土地の状態を維持する役割もある。大小でなく危険性や事故や災害を検討するにあたり大変重要になってくる為である	住宅の屋根や壁などに設置される、比較的地域への影響が少ないと考えられる施設は、条例の対象外としています。地域住民の皆様との合意形成につきましては、本条例の最も重要な目的と捉えております。本条例案は住民の皆様の同意を必須にすることを定めるものではなく、事業者と地域が十分に話し合い、相互理解のもとで事業が進められる仕組みとしております。	－	
25	14	２ページ	第5条3項	安全に管理する責任について…パネル設置後の安全な継続維持の為の、各チェック項目を設定し機能させてほしい。	本条例案では、事業者に対し、事業開始後も施設を適正に管理し続けることを責務として定めています.	－	
26	15	１ページ	条例説明文について	現在も設置されている太陽光パネルは水田隣接地にあります。設置期間は決まっていますか？撤去費用なども事前に計画書を閲覧出来れば安心です。	設置期間につきましては、事業形態により様々となっており、概ね１５～２０年程度が目安となります。 撤去も含めた事業計画は説明会時に詳細な説明を行うよう規定を行います。	－	
27	16			太陽光パネルは反対です。森林を伐採したらクマが町に降りて来そうで怖いし、パネルが高温になるらしいのでこれ以上暑くなったらこまります。	ご意見として承ります。	－	
28	17	２ページ	第8条	第8条第６項　地域住民等が協定又は覚等の締結を希望が有る場合は、誠意をもって対応に努めるものとする。	本条例案では、事業者に対し、地域住民等への誠実な対応と良好な関係構築を責務として定めております。 この責務には、地域住民の皆様から協定等の締結の求めがあった場合に、事業者がその協議に真摯に応じることも当然含まれるものと考えております。	－	
29	18	２ページ	第5条 第3項	大規模な停電になった際には、地域に発電電力を提供すること	本条例案で一律に義務付けることは、技術的な設備仕様や安全確保の問題から難しい面もありますが、事業者と地域住民の皆様との協議の場において、災害時の電力供給協力について話し合われることは大変有益なことと考えております。	－	
30	19	１ページ	第2条第1項	R8.8.17の日本経済新聞に「加熱する蓄電所投資」と題した記事が載っていました。「再生エネルギーの普及に欠かせない蓄電所への当市が加熱している。資産運用を目的として完成前の施設の売買もされるようになった。太陽光発電のような乱開発を懸念する声も出ている。」と書かれていて、蓄電所についても注意を払う必要があるような内容でした。そこで確認ですが、当該条例に定義する「太陽光発電施設」の範囲ですが、単独で蓄電所を設置する場合についても「太陽光発電施設」として定義する「太陽光を電気に変換する設備及びその付属設備」に該当していると解釈するのでしょうか。もし該当しないのであれば、当該条例の対象となるように文言を追加または修正をしておくのが望ましいと考えますがいかがでしょうか。	本条例につきましては、太陽光発電施設を対象としています。 蓄電施設は構造、規模などが太陽光発電施設と異なりますので、本条例に含むことはいたしません。	－	
31	20			条例にあるような維持管理ができない場合、または不当廃棄等が起きた時にしっかりとした罰則を設けてずさんな管理体制の企業が介入する隙をなくしてほしい。	NO.1と同様	－	
32	21	１ページ	第5条関係	将来にわたる責任、事業の計画段階から、数十年後の施設の撤去や廃棄のことまで見据えた、長期的な計画を立てなければならない。 将来、施設が放置されて「負の遺産」となることを防ぐとあるが、具体的な処分方法はリサイクル含め、どういった方法か？(埋立などの)処分方法によっては、将来の伊賀市の負担にならないか？	太陽光パネルの処分については、まず法律（廃棄物の処理及び清掃に関する法律など）により、事業者が責任をもってリサイクル等の適正な処理を行うことが義務付けられています。 本条例案では、この国の制度を前提として、さらに事業者に対し、事業計画の段階でリサイクルを含めた具体的な処分方法やその計画を明らかにし、説明会で地域住民の皆様に詳細な説明をすることを求めてまいります。	○	
33	22	２ページ	②安全に管理する責任、④将来にわたる責任、⑦廃止・撤去及び原状回復の方針	事業終了後の撤去計画を求めることは重要であり評価します。しかし、将来事業者が倒産した場合や事業継続が困難となった場合に、撤去費用や原状回復費用が確実に確保されるのか不安があります。施設が放置されることのないよう、費用確保の仕組みについても検討をお願いしたいと思います。	NO.32と同様	○	

34	22		条例全体の考え方	私は再生可能エネルギーの活用そのものに反対するものではありません。一方で、景観、防災、生活環境への影響について不安を感じる住民も少なくありません。本条例が単なる説明手続きにとどまらず、地域住民の安心と納得につながる実効性のある制度となることを期待します。	ご意見として承ります。	-	
35	23	１ページ	第2条? 地域住民等 事業 を行う 区域及びその周辺。	○説明会の開催（第７条） (1)自治会などへの説明会開催範囲（事業地境界線からの水平距離）との整合性が分からない。	個々の事業の規模や地形、周辺の土地利用の状況などを考慮し、事業による影響が及ぶと想定される範囲を基本として判断します。 詳細については規則で規定を行います。	-	
36	24	２ページ	事業者の大きな責任	将来への不安について　撤去の問題も大きな課題だが、借地代や譲渡のお金など契約金の心配もある	ご意見として承ります。	-	
37	25	１ページ	第1条	そもそも山等切り開いて設置するのではなく、地震大国だからこそシェルターの様な避難できる場所を作り、そこに太陽光パネルを乗せてはダメなのか？	ご意見として承ります。	-	
38	26	１ページ	第5条第2項	事業者は地域住民に説明しなければならないという点には賛成です。	ご意見として承ります。	-	
39	27	１ページ	第5条第3項	事故又は災害時の対応について：迅速な対応の為太陽光パネル設置の近隣又は同市内に管理事務所を設置し、迅速な対応を図る。	管理事務所の設置につきましては、条例で一律に義務付けることはしていませんが、その主旨は本条例案の規定により確保されるものと考えております。 本条例案では、事業者に対し事故又は災害時の迅速な対応を行うことを責務として定めています。この責務を果たすため、事業者は、説明会等の場で、緊急時の連絡体制や現地対応の具体的な方法など、迅速に対応できる体制を地域住民の皆様に説明する必要があります。 市は事業者が示す対応体制の相互理解が及ばない場合には、条例に基づき指導、勧告を行い、迅速な対応が確保されるよう求めてまいります。	-	
40	27	１ページ	第5条第4項	事業者は事業の開始から撤去及び廃棄に至るまで長期的な見通しを持って事業を計画しについて：事業者は事業の開始から撤去及び廃棄に至るまで長期的に国の機関である「法務局(供託所)」に目的を達成する為のお金を担保・保証供託しなければならない。	NO.32と同様	-	
41	28	１ページ	1.なぜ今、この条例が必要なのか？	1.なぜ今、この条例が必要なのか？のところに全国的に見られる課題が書かれていますが、まさにその通りだと思います。最近、とんでもない大雨が伊賀市でも降るようになり、山の広大な斜面を更地に造成するのはきわめて危険だと思います。また、市街地を見下ろす広大な山の斜面を事業者が占有することじたいにも不安を感じます。	ご意見として承ります。	-	
42	29	１ページ	第3条２（１）	”事業所の敷地内に設置する太陽光発電施設”については、新規の事業所は本項目の対象外とするべきです。太陽光が本来の目的であることを隠して何らかの事業所を設置した後に事業所内に太陽光を設置するといった事象を未然に防止するため。	本規定は、本来の事業活動に付随して設置される自家消費目的の施設など、周辺環境への影響が比較的小さいと考えられるものを対象外とし、企業の再生可能エネルギー導入を過度に妨げない趣旨で設けております。	-	
43	29	３ページ	第9条	指導，助言及び勧告　には　太陽光発電の運用を開始した後の住民苦情に対する措置を含んでいる事を明記したほうがよいと思います。	条例案第9条に定める市の指導・助言は、「この条例の目的を達成するため必要があると認めるとき」に行うことができます。この目的には、第5条で定める事業開始後の施設の適正管理や生活環境に悪影響を及ぼさないことも含まれます。よって、事業開始後の住民苦情に対する措置は、本条例案の指導・助言等の対象に含まれるものと考えております。	-	
44	30	３ページ	（４）条例の実効性を確保するための市の役割（第４条、第９条、第１０条）	・厳格な対応（第９条・第１０条）の　事業者名の公表：勧告に正当な理由なく従わない悪質な事業者については、事業者名、 代表者名、勧告内容を公表します。これは、事業者の社会的信用に関わ る厳しい措置であり、条例遵守を促すための「最後の手段」について。　事業者名、 代表者名、勧告内容を公表し条例遵守を促しても対応しない時はどの様に考えておられるのか？事業の差し止め等が行えるのか？	市としましては、事業者に対し、本条例に基づく公表措置を厳格に行うとともに、関係法令を所管する機関と緊密に連携し、法に基づいて厳正に対処することで、実効性の確保に努めてまいります。 事業者の行為が本条例だけでなく、森林法、農地法といった他の法律の規制に違反する場合は、それぞれの法律に基づいて工事の中止命令などの行政処分が行われる可能性があります。	-	

45	31	１ページ	第4条	条例は「合意形成」を目的としていて、住民の反対や不安があった場合にどう対処していくか書かれていない。「合意形成」では、「住民が合意形成に導かれる（まるめこまれる）恐れもあります。地下水への影響や希少生物の存在など、なにか1項目でもあればつくれないしくみにしてもらいたいし、「どういう企業がかかわろうとしているのか」を住民が知ることのできる仕組みづくりをしてほしい。市長は助言や指導、勧告や公表ができるが、止めることはできるのか。を	本条例が目指す合意形成は、事業者が一方的に説明して終わらせるものではありません。ご指摘の地下水や希少生物など、生活環境や自然環境への重大な懸念に対し、事業者の対応が不十分であると市が判断した場合には、条例に基づき事業者に対して計画の見直し等の指導・助言を行います。これにより、実質的な歯止めとして機能させてまいります。事業者の行為が森林法や農地法など他の法律に違反する場合には、それらの法律に基づいて工事の中止命令が出されることもあります。市は関係機関と連携し、厳正に対処してまいります。	－	
46	31	２ページ	第7条	説明会の内容が「規則に定める」とあるが、住民が何を必ず知れるのか、条例からはわからない。また、説明会の開催のされ方、告知のされ方に問題があると感じています。説明会は秘密裡ともいえる状態で開かれることが多々あり、説明会をやったとの実績作りとしか思えない場合があります。説明会の開き方を、市の広報での通達など、確実にほぼすべての住民に届く仕組みづくりを明記してほしい。。開催の通知をまず1か月前、それから2週間前にも再通達するべきでは。	説明会の具体的な内容は、事業計画の概要、防災・環境対策、工事計画、撤去・処分方法といった、住民の皆様が事業を理解し判断するために不可欠な情報を含めるよう検討してまいります。 説明会開催の通知につきましては、地域住民の皆様が、事前に事業の概要を把握し、説明会への参加準備や質問事項を検討いただくために必要な期間として設けております。	－	
47	31	１ページ	第3条	出力10kW以上が対象で、１００m以内の合算規定はあるが、 「密接関係者」の定義が曖昧である。実質的に回避される可能性。	形式的な名義だけでなく、例えば、法人の役員構成が共通している、実質的に同一の意思決定のもとで運営されているといった事業の実態を総合的に見て判断します。	－	
48	31	３ページ	第10条	事業者が違反した場合の措置が、勧告と事業者名の公表のみである。勧告に従わない場合の罰則を定めるべき。また、住民の意見をどのように受け止めるのか。実際は、太陽光発電に対する懸念や不安が強いと思う。それをどのように受け止め、公表するのか。計画を白紙に戻すことができる仕組みづくりはできているのか、詳しく知りたい。	事業者名の公表は、企業の社会的信用に直接影響を与える厳しい措置であり、これにより条例の遵守を強く促し、無責任な事業者の参入を抑止する効果が期待されます。 説明会でいただいた住民のご意見とそれに対する事業者の回答を、事業者が取りまとめて市に報告することを義務付けています。市は、その報告内容を個人情報等に配慮した上で、速やかに公表することで、どのような懸念や不安が示され、事業者がどう対応したのかを、広く地域社会で共有できる透明性の高い仕組みとしております。 その上で、住民の皆様から示された懸念に対し、事業者の対応が不十分で、住民の不安が解消されないと市が判断した場合には、計画の見直しを求める指導・助言、さらには勧告を行います。	－	
49	32			（??自由意見です）我が国日本は、必要なエネルギー資源のほとんどを、海外からの輸入にたよっています。そして現在の電源開発は、非常にリスクの高い火力や原子力でまかなわれています。一方、クリーンなエネルギーとして自然エネルギーが今注目されています。特に我が国日本は、火山活動等による地熱をはじめ、風力や四方を大海原に囲まれていることから、海流を活用した潮力等々、クリーンに安全にエネルギーを確保できる手段を持っています。今こそ、輸入に頼りリスクの高い、原子力や火力よりも、もっともっと自然エネルギーの活用に目を向けるべきだと思います。特に、今回のテーマになっているソーラー発電は、民間の個人でも対応が可能であり、遊休地の利用活用にも優れたシステムであり、国家的にも今主流になっている原子力や火力よりも、自然エネルギーの活用を、是非主流にすべきだと思います。その中で、ソーラーパワーの活用については、資材の廃材の処理等の環境への配慮や、個人での取り組の促進のために必要となる、助成制度の整備拡充等々、まだまだ課題は少なくないとは思いますが、行政からの施策や制度が順次整備拡充されて、安心安全なエネルギーの確保が可能になれば、良いなぁと思います。	ご意見として承ります。	－	
50	33	１ページ	第1条	太陽光パネルは基本的に反対です。地域住民と充分話し合うという箇所は、大切なので守っていただきたい。	ご意見として承ります。	－	
51	34		全体	担当課を環境課に変えてほしい。他市はソーラーパネル政策は環境関連の担当課が管轄している。環境政策の一貫として考えていくためにも担当課の変更が必要ではないか。	太陽光発電事業に関する所管につきましては、現在調整をしているところです。いただきましたご意見を参考に進めてまいります。	－	

52	35	1ページ		大規模な太陽光発電施設による洪水発生の懸念がある。都市計画法の開発行為では10,000㎡以上においては、洪水調整池の設置を義務づけています。開発行為は住宅や道路といった開発をすることで、太陽光パネルを設置することも同等の土地の変更になる。流出係数という指標があって、山林や農地では0.2～0.3で、道路、宅地であれば0.6～0.7である。太陽光パネルはほぼ1.0と思われる。開発によってこの流出係数の差が洪水発生の原因になる。以前の指導要綱においては、5000㎡以上の場合、市長と事前協議をすることになっていました。しかし、太陽光パネルによる洪水対策の技術基準が明確化されておらず、担当者それぞれの思いで指導していたのではないかと思われます。事業者の方も納得できる、太陽光発電施設による洪水対策の技術基準の作成を希望します。	本条例案では、事業者に対し、防災対策を盛り込んだ事業計画を策定し、説明会において雨水の流出抑制策等を具体的に説明することを求めます。市は、その計画内容の説明が不十分であると判断した場合には、条例に基づき指導・助言を行い、万全の対策を講じるよう強く促してまいります。	-	
53	36			この条例全体に対しての意見です。　担当課が建設課と言うのは、建設有りきな気がしてならない。　他市では環境課が担当になっている。周りに及ぼす環境への影響や生活に対しての色々な問題について 住民としては、専門的な事を知りたので、環境関連の担当課に変えるべきではないか？　住民の生活、周辺環境への影響、生態系に対して、他で建設をし問題になっている事について、トラブル調査など問題は様々ある。　建設課と言うより環境や生活に関わる部分が多いので、担当課変更は必要では無いか。　変える事が難しい場合も、色んな課と連携をとる必要があると考えるので、その場に環境関連の担当課が同席する事を義務としてもらいたい。	太陽光発電事業に関する所管につきましては、現在調整をしているところです。いただきましたご意見を参考に進めてまいります。	-	
54	37	1ページ	第2条第2項	事業所は、太陽光設置場所の近くに置く事、事故があったときにすぐ対処できるようにする事	本条例案では、事業者に対し事故又は災害時の迅速な対応を責務として定めています。事業所の設置場所を一律に義務付けることは、法律上の観点から困難となります。事業者の権利を過度に制約するおそれがあるため、迅速な対応ができる体制が確保されているのかということが計画されているのかどうかを説明会で明らかにするよう求めていきます。	-	
55	37	2ページ		被害がないか定期的に調査を行うことができる体制が整っている事	本条例案では、事業者に対し、事業開始後も生活環境に悪影響を及ぼさないよう施設を適正に管理する責務を定めています。	-	
56	38	1ページ	第3条	家屋から100m、300mの根拠は？	再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法を参考として、周辺環境に影響を与える範囲の設定をいたしました。	-	
57	38	2ページ	第7条	業者説明が不十分にて工事が進む事はありますか？認可書の開示はありますか？	本条例案では事業者が説明会を開催し、住民の皆様からのご意見やご質問に誠実に回答することを義務付けており、その内容が市に提出されます。 説明や対応に疑義が生じた場合には、事業者に対して指導、勧告を行い適切な対応を求めます。 本条例案は届出を求めるものであり、認可書というものは発行されません。	-	
58	38	3ページ	第9条	指導，助言、勧告とは？具体的に。	助言とは問題点を未然に防ぐために、市がアドバイスを行うことです。指導とは条例の規定や主旨に沿わない事象が発生した場合に改善点を指摘し、是正を求めることです。勧告とは正当な理由なく市の指導に従わないなど悪質な場合に期限を定めて必要な措置を講じるよう強く求めるものです。	-	
59	38	3ページ	第11条	施工に関して必要な事項とは？条例では自由に変えられませんか？	書類の様式や、説明会で事業者が説明すべき具体的な項目といった事務手続きなどを規則で定めます。条例とは基本的な事項を定め、規則は条例を運用するために規定するものとなります。	-	
60	39	2ページ	第5条第4項	設置事業者が変わっても条例が引き継がれるよう明記してください。	本条例案で定める事業者の責務は、その施設で事業を行う事業者に対して課せられるものとなります。売却等により事業が継承されてた場合には当然ながら新しい事業者が責務を負うこととなります。	-	
61	39	2ページ	第7条	説明会に出向きましたが他の地域ということで断られました。木津川水系、淀川水系の川に係る者も説明に参加し、意見をのべる場を考慮すべきだと考えます。	説明会の対象範囲の中には「その他市長が必要と認める者」も含まれています。事業地の場所や規模によっては影響がより広い範囲に及び可能性を考慮し、必要に応じて説明会の対象範囲に含まれることを想定しています。	-	
62	39	2ページ	第7条	多くの地域住民、関係する市民が反対する時は設置出来ないの項目を加えてください。	NO.1と同様	-	

63	40	２ページ	第5条第4項	このような条例を作成いただき、たいへんありがたいと思います。 不安に思う事３点を記します。 事業者が設置だけして、すぐ他の業者に売るようなことがおこった場合、次の業者にも同じように条例が適用されるのか？また、そんなことがおきないような歯止めはできるのか。	NO.60と同様	－	
64	40	２ページ	第7条	説明会開催の範囲がせますぎないでしょうか。山の上に設置され、汚水などで被害を受けるのは、川下の地域です。土砂崩れなども考えられ、不安なのはもっと広範囲だと考えられます。	NO.61と同様	－	
65	40	２ページ	第7条	「説明会で説明をされても、地域住民が納得しない場合は、設置することができない」という項目がほしいです。	NO.1と同様	－	
66	41	２ページ	第5条	災害時や事故発生に迅速に対応できる為に、ソーラー事業をしている場所の近くに管理事務所を設置することを義務化してほしいです。	NO.54と同様	－	
67	41	２ページ	第5条	事業を立ち上げた時点の事業者が、数十年後の撤去や廃棄まで責任を持つことができるのか。だれが保証するのかギモンです。撤去や廃棄にかかる費用を前もって市が預かるとかしないと、途中で倒産してしまって、残されたままになったら困ります。	NO.32と同様	－	
68	41	２ページ	第7条	事故及び災害時の連絡においては、極力速やかな対応が必須なので、連絡体制はもちろんですが、ソーラー施設付近に事務所を置く事を加えてほしい。 このたび、桐ケ丘地区付近にソーラー事業を展開するという事で、何度か事業者側の説明がありました。聞かせてもらったら、住民が抱える不安を訴えても、「その点は〇〇しているので、大丈夫です。」、「災害時の対応も迅速に対応します。」と言いながら、事務所は四日市市で車で１時間半はかかるという事で、道中の交通事情がうまくいかなければ対応できるわけないと感じ、さらに不安になりました。	NO.54と同様	－	
69	42	１ページ	第1条	住民合意は具体的に何割とか何割以上とした方が良いのではないでしょうか。	本条例案の目的である合意形成は、太陽光発電事業の可否を定めるものではなく、事業者と地域住民等と誠実な対話を通じて、懸念事項や課題を解消し、相互理解を深めていくプロセスを定めるものとなります。	－	
70	42	１ページ	第1条	隣地の自治体にとどまるのか。メガソーラーであれば市全体にカバーして影響が出ます。場合によっては自治体を越えての影響も予想されます。景観も変わります。自然に生きる動植物にも影響します。それらに主張の手段はないのです。厳しくしてください。	NO.61と同様	－	
71	43	１ページ	第1条	ここは最も大事です。「地域住民との合意形成」を十分に取ること。どこの範囲かが書かれていないのは不安を感じますが。	地域住民との合意形成を図ることは、本条例案の目的となっております。 事業者との対話を通じて、合意形成が十分に行われるよう努めてまいります。 説明会の開催範囲につきましては、規則により定めます。	－	
72	43	３ページ	第10条	市長の権限について。ソーラー開発に前向きな市長であると、いくら地域住民が反対しても、押し進められる場合が考えられます。そこを「住民と市長に」に変えて両方に権限を持たせる文言にした方が良い。	法律上、行政の最終的な判断を行い、その結果について責任を負うのは、行政の長である市長と定められております。そのため、許認可のような権限を条例で直接住民の皆様に付与することはできません。 しかし、本条例案は、ご懸念のような事態を防ぎ、住民の皆様のご意見を市政の判断に反映させるための仕組みとして運用に努めます。	－	

資料２

伊賀市太陽光発電施設と地域社会との合意形成の促進に関する条例（案）

（目的）

第１条　この条例は、太陽光発電事業の実施に当たり、事業者による適切な情報公開及び地域住民等との対話を通じて相互理解を深め、地域社会との十分な合意形成を図り、もって良好な環境の維持及び地域との調和のとれた共生に寄与することを目的とする。

（定義）

第２条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

⑴　太陽光発電施設　太陽光を電気に変換する設備及びその附属設備（送電に係る鉄柱を除く。）をいう。

⑵　太陽光発電施設設置事業　太陽光発電施設を設置（増設を含む。）する事業をいう。

⑶　事業者　事業を行う者並びに保守点検及び維持管理を行う者をいう。

⑷　地域住民等　事業を行う区域及びその周辺（以下この号において「事業区域等」という。）に居住し、又は事業区域等にある土地若しくは建物を所有し、若しくは利用する者、自治会等の地域団体その他市長が必要と認める者をいう。

（対象施設）

第３条　この条例の対象となる太陽光発電施設設置事業は、出力１０ｋｗ以上の太陽光発電施設とする。ただし、太陽光発電施設設置事業区域の敷地境界線からの水平距離が100ｍ以内に、当該事業者又はその密接関係者が実施する場所がある場合は、それらの出力の値を合算したものとする。

２　前項の規定にかかわらず、次に掲げる太陽光発電施設に係るものは対象にしない。

⑴　建築基準法（昭和25年法律第201号）第２条第１号に規定する建築物の屋根、屋上又は壁面及び事業所の敷地内に設置する太陽光発電施設

⑵　国又は地方公共団体が管理運営する太陽光発電施設

（市の責務）

第４条　市は、第１条の目的を達成するため、地域住民等に対し必要な助言、情報提供、関係機関との連携を行わなければならない。

（事業者の責務）

第５条　事業者は、事業の実施に当たり、関係法令及びこの条例を遵守しなければならな

い。

２　事業者は、地域住民等に対し事業に関する事項を誠実かつ詳細に説明し、良好な関係の構築に努めなければならない。

３　事業者は、太陽光発電施設の運用開始後も当該施設の適正管理、事故又は災害時の迅速な対応及び地域住民等への情報提供を継続しなければならない。

４　事業者は、事業の開始から撤去及び廃棄に至るまでの長期的な見通しをもって事業を計画し、将来にわたり生活環境に悪影響を及ぼさないよう必要な措置を講じなければならない。

５　事業者は、事業終了後は速やかに太陽光発電施設を撤去しなければならない。

６　事業者は、撤去に要する費用を確保するための計画を策定しなければならない。

（事前協議）

第６条　事業者は、説明会を開催する６０日前までに太陽光発電施設設置事業に関する計画（以下「事業計画」という。）を市長に届け出て協議しなければならない。

２　市長は、前項の規定による協議内容について、地域住民等に情報提供することができる。

（説明会の開催）

第７条　事業者は、地域住民等に対し第５条第２項の規定に係る説明会（以下「説明会」という。）を開催し、事業計画の理解の促進及び対話の機会の確保を図らなければならない。

２　事業者は、説明会において地域住民等に対し、質問及び意見を述べる機会を確保し、その質問及び意見に対し、誠実に回答しなければならない。

３　地域住民等に対して、説明会を開催する１４日前までに通知しなければならない。

４　説明会において説明しなければいけない事項は規則に定める。

（結果報告）

第８条　事業者は、説明会において提出された意見及び質問並びにこれらに対する回答を取りまとめ、市長に提出しなければならない。

２　市長は、前項の報告を受けたときは、個人情報の保護等に配慮した上で、遅滞なくこれを公表するものとする。

３　地域住民等は、前項の公表内容に事実と異なる記載があると認めるときは、公表の日から３０日以内に理由を付して市長及び事業者に申し出ることができる。

４　前項の場合において、市長は、必要があると認めるときは、事業者に対して地域住民等への説明又は資料の提出をするよう求めることができる。

５　事業者は、第１項に規定する報告書に訂正が必要なときは、市長に対して訂正された報告書の提出をしなければならない。

（指導、助言及び勧告）

第９条　市長は、この条例の目的を達成するため必要があると認めるときは、事業者に対し助言又は指導を行うことができる。

２　市長は、事業者が正当な理由なく、この条例に基づく手続を行わず、又は市長の求めに応じないと認めるときは、期限を定めて、必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

（公表）

第10条　市長は、前条第２項の規定による勧告を受けた者が、正当な理由なく当該勧告に従わないときは、その者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）並びに当該勧告の内容を公表することができる。

２　市長は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ、当該公表に係る事業者に対しその理由を通知し、意見を述べる機会を与えなければならない。

（委任）

第11条　この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附　則

この条例は、令和９年４月１日から施行する。